

平成23年第2回定例会
県土整備企業常任委員会
提出資料

○ 所管事項

- I 水力発電事業の民間譲渡について…………… 1
- II RDF焼却・発電事業について…………… 12

平成23年6月16日

企業庁

Ⅰ 水力発電事業の民間譲渡について

1 これまでの経緯

水力発電事業の民間譲渡については、平成18年3月に県議会から「三重県企業庁事業の民営化に向けた提言」をいただきました。

県は、平成19年2月に示した「企業庁のあり方に関する基本的方向」において、「水力発電事業は一定の公的関与の必要性はあるものの、民間譲渡した場合であっても事業の継続が期待できることから、民間譲渡をまずは検討すべき選択肢」と判断したところ
です。

その後、水力発電事業の民間譲渡については、中部電力(株)を譲渡先として、平成19年10月から、譲渡・譲受にあたっての課題について協議を始めました。

また、県議会に設置された「宮川プロジェクト会議」では、平成19年12月から広く県民の視点に立って議論が進められ、平成20年10月に県議会から「水力発電事業の民間譲渡に伴う宮川流域諸課題の解決に向けた提言」(別添 参考資料 参照)をいただきました。

この提言に基づき協議、調整を進め、平成21年3月に中部電力(株)と「三重県企業庁水力発電事業の譲渡・譲受に関する確認書」を締結し、これまでに合意した内容や今後の対応方針について双方が確認しました。

平成21年度からは、この対応方針に沿って、設備や用地の課題解決を進めるとともに、これまでの協議経過を踏まえて、水力発電施設の譲渡譲受に関する方向性として、譲渡価格・譲渡範囲・譲渡時期等について、中部電力(株)と平成23年3月31日付けで「三重県企業庁水力発電事業の譲渡・譲受に向けての確認書」を取り交わしました。

2 議会からの提言を踏まえた県の対応状況について

平成20年10月に県議会からいただいた提言を踏まえ、中部電力(株)と以下のとおり協議を進めました。

(1) 宮川流域諸課題解決に向けた取組について

特に、提言にあった宮川流域諸課題解決のための9つの項目については、地域貢献課題14項目として整理し、地域へも説明をしながら解決に取り組んできました。

その結果、別表のとおり、地域貢献課題14項目のうち、課題の多くは解決され、譲渡後も中部電力(株)により継続していくことを確認しているところです。

また、譲渡までに解決すべき事項や、譲渡後に取り組む事項については、県が対応方法を明確にしたうえで、関係する市町や団体、中部電力(株)とも連携、調整しながら、適切に対応していきます。

＜ H20. 10. 20 県議会「水力発電事業の民間譲渡に伴う宮川流域諸課題の解決に向けた提言」を踏まえた県の取組 ＞（詳細は **別表** 参照）

「宮川の流量回復（宮川ダム直下 $0.5\text{m}^3/\text{s}$ 、粟生頭首工直下 $3.0\text{m}^3/\text{s}$ ）」及び「宮川流域諸課題解決のため知事に求める対応」

I 解決済みの事項（10項目）

- 項目 2 宮川ダムにおける事前放流等
- 項目 4 三瀬谷ダム湖内の砂利採取
- 項目 5 灌漑補給（三瀬谷ダム、宮川ダム）
- 項目 6 三瀬谷ダムの工業用水
- 項目 8 稚鮎の放流（三瀬谷ダム）
- 項目 9 三浦湾漁場環境の保全（濁水調整）
- 項目 10 三瀬谷ダムの流木除去
- 項目 11 三瀬谷ダム湖の漕艇場
- 項目 12 三瀬谷ダム堰堤の自動車通行
- 項目 13 三瀬谷ダム下流の濁水対策

II 譲渡までに解決する事項（3項目）

- 項目 1 宮川の流量回復（「宮川ダム直下 $0.5\text{m}^3/\text{s}$ 、粟生頭首工直下 $3.0\text{m}^3/\text{s}$ 」を当面の回復目標として、譲渡に際しての条件とすることについて）
- 項目 7 森林環境の保全
- 項目 14 奥伊勢湖環境保全対策協議会への参画

III 譲渡条件としないことで説明した事項（1項目）

- 項目 3 三浦湾への緊急発電放流

(2) 宮川の流量回復について（将来、更なる流量回復を図る場合について）

「将来、更なる流量回復（宮川ダム直下 $2.0\text{m}^3/\text{s}$ 、粟生頭首工直下 $5.0\text{m}^3/\text{s}$ ）」への対応として、県議会から提言を受けた「庁内の部局横断的な組織」については、平成20年11月に関係部局で構成する「宮川流域振興調整会議」を設置しました。

この「宮川流域振興調整会議」において、「宮川ダム直下 $0.5\text{m}^3/\text{s}$ 、粟生頭首工直下 $3.0\text{m}^3/\text{s}$ 」の運用の検証や、関係する市町や団体等での議論の方向なども見極めながら、譲渡後における「将来、更なる流量回復」について検討していきます。

3 今後の対応

- (1) 中部電力(株)と、譲渡価格・譲渡範囲・譲渡時期等について、仮契約となる基本合意を今後できるだけ早く締結します。
- (2) 譲渡までに、設備、用地などの課題への対応を的確に進めます。

H20.10.20 県議会「水力発電事業の民間譲渡に伴う宮川流域諸課題の解決に向けた提言」を踏まえた県の取組について

(1) 「宮川の流量回復（宮川ダム直下0.5m³/s、粟生頭首工直下3.0m³/s）」及び「宮川流域諸課題解決のため知事に求める対応」

課 題		内 容	対 応 方 針	進 捗 状 況 及 び 今 後 の 取 組
項 目				
1	宮川の流量回復 「宮川ダム直下0.5m ³ /s、粟生頭首工直下3.0m ³ /s」を当面の回復目標として、譲渡に際しての条件とすることについて	<p>○宮川ルネッサンス事業が取り組む宮川の流量回復に対して、水利使用規則に定められた宮川ダムからの河川維持放流量（毎秒0.37m³）に、発電用貯留水から毎秒0.13m³を上乗せした毎秒0.5m³の放流を平成18年4月から実施している。</p> <p>○流域関係市町からの更なる流量回復への要望や、県議会「宮川プロジェクト会議」における議論の内容を踏まえ、三重県は「流量回復についての基本姿勢（案）」に基づき対応していくこととし、その中で新たに「粟生頭首工直下で毎秒3.0m³を下回る場合、宮川ダムから年間1,000万m³を限度に放流する」方針としたところ、県議会からもこの方針を尊重する旨の提言が出された。</p>	<p>○三重県は関係機関（市町及び関係団体）との調整を行いながら、「粟生頭首工直下で毎秒3.0m³を下回る場合、宮川ダムから年間1,000万m³を限度として放流する」ための具体的運用ルールや流量測定方法を策定する。中部電力もその策定に協力する。平成24年度から試行する予定である。</p>	<p>【譲渡までに解決する事項】</p> <p>○中部電力と基本的な運用ルールについて確認ができたことから、今後は、関係市町、関係機関との調整を経て、すみやかに試行する予定で進め、平成26年度末の譲渡までに、運用方法を確立する。</p>
2	治水機能の確保	①宮川ダムにおける事前放流等	<p>○中部電力は事前放流の協力について、左記覚書に基づく現在の運用を継続する。</p> <p>○中部電力は宮川ダム放流と連携した三瀬谷ダムの運用を継続する。</p>	<p>【解決済み】</p> <p>○中部電力は事前放流の協力について、左記覚書に基づく現在の運用を継続することで基本合意を締結する。（企業庁は、平成25年度から平成26年度末の間に、中部電力に対するダム運用の引き継ぎ等を進める。）</p>
		②三浦湾への緊急発電放流	<p>○宮川流域の治水対策については、「事前放流」など宮川ダムの治水機能の強化を図っており、下流地域の安全は確保されていることから、三浦湾への緊急発電放流については譲渡・譲受の条件としないこととし、引き続き三重県が宮川流域における安全対策の向上に努める。</p>	<p>【譲渡条件としないことで説明した事項】</p> <p>○平成22年6月7日全員協議会で「緊急発電放流については譲渡条件としないこととし、引き続き県が宮川流域における安全対策に努めていく」旨を議会に説明した。</p> <p>○平成22年6月、7月に大台町の3地区で住民説明会を実施し、理解を求めた。</p> <p>○平成22年6月常任委員会および平成23年度2月14日全員協議会で再度説明した。</p>
		③三瀬谷ダム湖内の砂利採取	<p>○河川管理者が許可した砂利採取業者が行う砂利採取に対して、ダム運用に支障のない範囲で協力している。</p>	<p>○中部電力はダム運用に支障のない範囲で協力を継続する。</p>
5	灌漑補給 (三瀬谷ダム、宮川ダム)	<p>○宮川ダム建設時や三瀬谷ダム建設時に締結された協定に基づく運用を行っている。</p> <p>○渇水時には、宮川渇水調整協議会の調整などに基づくダムや発電所の運用を行っている。</p> <p>注) 宮川ダムには灌漑用水として750万m³が確保されている。</p>	<p>○中部電力は左記協定に基づき現在の運用を継続する。</p> <p>○中部電力は渇水時には、渇水協議会での調整結果に基づく運用を行う。</p>	<p>【解決済み】</p> <p>○中部電力は左記協定に基づき現在の運用を継続すること、また、渇水時には、渇水協議会での調整結果に基づく運用を行うことで、基本合意を締結する。（平成26年度末までに、宮川土地改良区との協定などに係る事務手続き等について、企業庁は中部電力と協議する。）</p>

6	三瀬谷ダムの工業用水	○南伊勢工業用水道事業を廃止することとし、関係市町の同意を得ている。	○南伊勢工業用水道事業は関係市町の同意を得たうえで廃止したので、三瀬谷ダムは発電専用ダムとして中部電力が運用する。 ○工業用水の需要が発生した場合の代替水源としては、蓮ダムの未利用水源や地下水の活用を含め、三重県が適切に対応する。	【解決済み】 ○平成20年9月に開催した「中南勢工業用水建設促進協議会」において事業廃止の提案を行い、同意を得た。 (工業用水の需要が発生した場合の代替水源としては、蓮ダムの未利用水源や地下水の活用を含め、県が適切に対応する。)	
7	森林環境の保全	○三重県が実施する森林環境創造事業に対して、企業庁は宮川ダム上流域等の県補助金額を負担している。	○左記事業は、地元にとって重要であることから、三重県が平成27年度以降、確実に事業の継続が行えるよう、大台町と協議しながら、県がその方策について検討する。	【譲渡までに解決する事項】 ○平成22年6月7日全員協議会で「当該事業は、地元にとって大切な事業であることから、中部電力(株)と協議を行っていくなかで、施設の譲渡後においても確実に事業の継続が行えるような方策を検討していきたい」旨を議会に説明した。 ○平成22年6月・7月に大台町の3地区で住民説明会を実施し、理解を求めた。 ○平成22年6月常任委員会および平成23年度2月14日全員協議会で再度説明した。 ○平成27年度以降においても確実に事業の継続が行えるよう、譲渡(平成24年度末)までに、大台町と協議しながら、県が事務手続き等の方策について検討する。	
8	稚鮎の放流(三瀬谷ダム)	○三瀬谷ダム建設時に漁協と交換した覚書に基づき、補償として鮎放流に対する経費負担を行っている。	○中部電力が左記覚書に基づき現在の補償を継続する。	【解決済み】 ○中部電力が左記覚書に基づき現在の補償を継続することで、基本合意を締結する。 (平成26年度末までに、企業庁は宮川上流漁協との補償に係る事務手続き等を継続協議する。)	
9	三浦湾漁場環境の保全(濁水調整)	○宮川第一、第二発電所の濁水時の発電運用に関しては、協定に基づき、濁水時には発電を停止する運用を行っている。	○中部電力は左記協定に基づき現在の運用を継続する。	【解決済み】 ○中部電力は左記協定に基づき現在の運用を継続することで、基本合意を締結する。	
10	三瀬谷ダムの流木除去	○ダム運用に支障とならないよう、企業庁は必要に応じ流木除去を実施している。	○中部電力はダム運用に支障とならないよう、必要に応じ流木除去を継続する。	【解決済み】 ○中部電力はダム運用に支障とならないよう、必要に応じ流木除去を継続することで基本合意を締結する。	
11	関連施設	①三瀬谷ダム湖の漕艇場	○三瀬谷ダムの湖面使用について、協定に基づきダム湖を漕艇場として開放している。	○中部電力は左記協定に基づき現在の運用を継続する。	【解決済み】 ○中部電力は左記協定に基づき現在の運用を継続することで、基本合意を締結する。
12		②三瀬谷ダム堰堤の自動車通行	○三瀬谷ダム堰堤が、自動車通行可能な地域住民の生活道路として利用できるよう、設備開放を行っている。	○中部電力は左記運用を継続する。	【解決済み】 ○中部電力は左記運用を継続することで、基本合意を締結する。
13	三瀬谷ダム下流の濁水対策	○三瀬谷ダム下流の濁水の漁業への影響について、関係者から一定の対策を求められており、ダム管理者として今後の対応を検討している。	○企業庁は、漁協と協議の結果、濁水対策に代わるものとして、平成21年度から5年間、漁協に対して鮎放流への協力を行う。	【解決済み】 ○平成21年2月に漁協と協議済み。	

14	奥伊勢湖環境保全対策協議会への参画	<p>○奥伊勢湖環境保全対策協議会に参画している。</p> <p>注) 三瀬谷ダム湖に流れ込むゴミや流木の除去を主な目的に、大台町と企業庁で構成する協議会を設置し、事業を実施している。</p>	<p>○奥伊勢湖環境の保全是、地元にとって重要であることから、三重県が平成27年度以降、確実に事業の継続が行えるよう、大台町と協議しながら、県がその方策について検討する。</p> <p>○中部電力は奥伊勢湖環境保全対策協議会に参画する方向で協議を進めていく。</p>	<p>【譲渡までに解決する事項】</p> <p>○平成22年6月7日全員協議会で「当該事業は、地元にとって大切な事業であることから、中部電力(株)と協議を行っていくなかで、施設の譲渡後においても確実に事業の継続が行えるような方策を検討していきたい」旨を議会に説明した。</p> <p>○平成22年6月・7月に大台町の3地区で住民説明会を実施し、理解を求めた。</p> <p>○平成22年6月常任委員会および平成23年2月14日全員協議会で再度説明した。</p> <p>○平成27年度以降においても確実に事業の継続が行えるよう、譲渡(平成24年度末)までに、大台町と協議しながら、県が事務手続き等の方策について検討する。</p>
----	-------------------	--	---	--

(2) 宮川の流量回復について (「将来、更なる流量回復を図る場合について」)

課 題		対 応 方 針	進 捗 状 況 及 び 今 後 の 取 組
項 目	内 容		
1	<p>将来、更なる流量回復を図る場合について</p> <p>○将来、当面の目標である「宮川ダム直下0.5m³/s、粟生頭首工直下3.0m³/s」が実現された後に、宮川の自然環境や生態系の一層の保身に努め、更なる流量回復* (宮川ダム直下2.0m³/s、粟生頭首工直下5.0m³/s) を図ること。 (※宮川の再現濁水流量「宮川ダム直下2.0m³/s、粟生頭首工直下5.0m³/s」(再現流量のなかで年間355日を下回らない流量。再現流量とは、宮川にダムや取水堰が何もなかったとした時のダム流入量から試算した流量のこと。)</p> <p>○また、県庁内に部局横断的な組織を設置した上で、関係する市町や団体、譲渡先の企業とも連携、調整しながら、宮川の流量回復の取組の成果を継続的に検証することが提言された。</p>	<p>○譲渡・譲受後は、「宮川ダム直下において毎秒0.5m³、粟生頭首工直下において毎秒3.0m³」の運用の検証や流域全体での議論の方向なども見極めながら、「宮川流域振興調整会議」を設置し、このなかで検討していく。</p>	<p>【譲渡後に対応する事項】</p> <p>○県議会から提言を受けた「庁内の部局横断的な組織」としては、平成20年11月に、関係部局で構成する「宮川流域振興調整会議」を設置した。</p> <p>○流量回復の検証や更なる流量回復については、「宮川流域振興調整会議」で検討を進める。</p>

水力発電事業の民間譲渡に伴う
宮川流域諸課題の解決に向けた

提 言

三 重 県 議 会

平成20年10月20日

三重県議会では、平成19年10月に流域関係議員を中心に「宮川プロジェクト会議」を立ち上げ、民間譲渡にあたって、宮川流域の地域課題についての勉強会を行い、平成19年12月には、広く県民の視点に立って議論を深めていくために、三重県議会基本条例第14条に基づく検討会として「水力発電事業の民間譲渡に伴う宮川流域諸課題解決のためのプロジェクト会議（以下、「宮川プロジェクト会議」という。）」を設置した。

三重県議会は、宮川プロジェクト会議での調査検討の結果を踏まえ、水力発電事業の民間譲渡に伴う宮川流域諸課題の解決に向けて、下記のとおり提言する。

記

1 宮川の流量回復について

(1) 「宮川ダム直下 $0.5\text{m}^3/\text{s}$ 、粟生頭首工直下 $3\text{m}^3/\text{s}$ 」を当面の回復目標として、譲渡に際しての条件とすることについて

議会として、宮川ダムからの $0.5\text{m}^3/\text{s}$ の常時放流を譲渡後も継続するとともに、当面の目標である「粟生頭首工直下 $3\text{m}^3/\text{s}$ 」を譲渡条件とすることを尊重する。

ただし、「粟生頭首工直下 $3\text{m}^3/\text{s}$ 」の目標を実現するためには、宮川ダムの放流に頼るだけでなく、県、市町、民間企業、流域関係者など多様な主体による森林整備をさらに推進し、森林の水源涵養機能の強化を図るとともに、渇水期においては、発電事業者や農業者などの利水関係者の互譲の精神による運用について調整を行うこと。また、宮川の自然環境や生態系の保全のために、地域住民や団体など多様な主体とともに環境保全活動などの取組を進めること。

(2) 将来、更なる流量回復を図る場合について

将来、当面の目標である「宮川ダム直下 $0.5\text{m}^3/\text{s}$ 、粟生頭首工直下 $3\text{m}^3/\text{s}$ 」が実現された後に、宮川の自然環境や生態系の一層の保全に努め、更なる流量回復（※）を図ることや、季節の水需要に応じた弾力的な水量調整を行うことも検討されるべきである。このため、県庁内に部局横断的な組織を設置し

た上で、関係する市町や団体、譲渡先の企業とも連携、調整しながら、宮川の流量回復の取組の成果を継続的に検証するとともに、上記（１）ただし書きに掲げた取組を長期的な視点で進めること。

※ 宮川流域ルネッサンス委員会水部会報告
（平成 12 年 3 月 17 日）

宮川流域ルネッサンス委員会水部会は報告の中で、宮川の再現濁水流量「宮川ダム直下 2.0 m³/s、粟生頭首工直下 5.0 m³/s」（再現流量のなかで年間 355 日を下回らない流量）を目標として段階的に回復していくことが求められるとした。

注 再現流量

宮川にダムや取水堰が何もなかったとした時のダム流入量から試算した流量

2 宮川流域諸課題解決のため知事に求める対応について

県・企業庁がこれまで地域の安全や産業の発展のために担ってきた治水、利水、環境保全といった公益的な機能や、事業者である企業庁の実施してきた農業用水供給に対する支援や森林の環境保全、魚道の運用、三浦湾漁場環境の保全などの地域に貢献する取組が、譲渡後も継続されることが必要である。とりわけ、流域住民の安全に深く関わる治水機能の確保について留意することが肝要である。

このため、県・企業庁が第 7 回宮川プロジェクト会議で示した別紙 1 「地域貢献等に対する譲渡交渉先との協議状況と県の考え方」（P 3～P 4）のうち、項目 2 「治水機能の確保」から項目 9 「三瀬谷ダム・宮川ダム関連施設」について、議会として県の考え方を基本的には理解するが、上記 1（2）で提言した部局横断的な組織において、譲渡先の企業、関係する市町、団体等と協議、調整を行い、着実に実行されるよう努めること。

また、同組織は民間譲渡後も宮川流域の地域づくりや産業振興も含めた幅広い視点から、地域に貢献する様々な取組を、流域関係者ととともに進める役割を担っていくこと。

地域貢献等に対する譲渡交渉先との協議状況と県の考え方

項目	企業庁の取組内容	協議状況	県の考え方
1 宮川の流量回復	流域環境の保全のため、宮川ルネッサンス事業が取り組む宮川の流量回復に対して、県機関の一員として協力しており、宮川ダムから河川維持放流量（毎秒0.37m ³ ）に加えて、発電用貯留水から毎秒0.13m ³ を上乗せして放流しています。	○流量回復については、宮川ルネッサンス事業の趣旨を説明し、現在の毎秒0.5m ³ を継続することを要請しています。 ○また、流域関係者からの流量回復への要望が強いことを説明していますが、今後の流量回復について県の考え方を示す必要があります。	○別紙2のとおり（P5）
2 治水機能の確保	①宮川ダムにおける事前放流等 宮川ダムでは、台風や集中豪雨等により多量の降雨が予想され、治水上必要と判断される場合には、発電容量を弾力的に運用して洪水調整機能を向上させるため事前放流を平成17年度より行うこととし、県土整備部と覚書を交わしています。 また、三瀬谷ダムでは、降雨が予測される場合や宮川ダム放流が行われる場合は、事前に発電放流を行ってダム水位を下げ、ダム流入量の増加に対応する容量を確保する運用を行っています。	○宮川ダムにおける事前放流については、平成17年に約定された覚書などが継承されるよう協議を進めています。 ○出水時等の三瀬谷ダムの運用について継承されるよう協議を進めています。	○宮川ダムにおける事前放流について、覚書の内容を引継いでいきます。 ○出水時等の三瀬谷ダムの運用について引継いでいきます。
	②宮川ダムから三浦湾への緊急放流 宮川ダムから三浦湾への緊急放流については、昭和56年の漁協との申し合わせ書により、その都度打ち合わせることとなっていますが、実際の運用方法等については定められていない状況です。	○地域要望として説明しているところです。	○災害時などの緊急時に三浦湾に放流することについて、関係者との協議を行っています。
	③宮川本川及び支流の川床及びダム湖の堆積土砂の浚渫 三瀬谷ダム湖内について、砂利採取制度を活用した堆積土砂の撤去に取り組んでいます。	○企業庁の取組について説明をしています。	○三瀬谷ダム湖内の土砂撤去についての取組を引継いでいきます。 ■宮川本川及び支流における取組 宮川上流部での堆積土砂については緊急に撤去すべき区間において土砂撤去を進めるとともに、砂利採取組合による採取を特例的に認めることで治水安全度の向上に努めています。 また平成19年度から、緊急河川改修事業を県民しあわせプランの重点事業として位置づけしており、4年計画で重点的に土砂撤去を進めていきます。
3 かんがい補給	三瀬谷ダム 三瀬谷ダムの設置目的として農業用水の確保は含まれていませんが、渇水時には、ダムに貯留した水を農業用水の必要量に合わせて発電放流し、下流の農業用水の安定的な取水を可能にしています。	○かんがい用水については、宮川ダム建設時や三瀬谷ダム建設時に締結された協定などが継承されるよう協議を進めています。 ○なお、宮川ダムの不特定かんがい容量750万トンからの補給でも不足する場合は、国土交通省が主催する宮川渇水調整協議会によって、互譲の精神に基づく、公平公正な調整が行われることについて、説明を行っています。	○かんがい補給に関して、企業庁の取組内容を引継いでいきます。 ○このため、宮川ダム建設時や三瀬谷ダム建設時に締結された協定、及び、宮川渇水調整協議会の調整などに基づくダムや発電の運用について説明を進めていきます。
	宮川ダム 宮川ダムには、灌漑用水として年間750万立方メートルが確保されていますが、渇水年には不足することがある。平成17年度の渇水では、河川管理者による渇水調整を経て、発電用貯留水約500万立方メートルを融通することで下流の渇水被害を軽減しました。平成19年度も同様に約750万立方メートルを融通しています。		
4 三瀬谷ダムの工業用水	三瀬谷ダムは、中南勢開発事業において、電気事業及び工業用水道事業に供するために建設されましたが、南伊勢工業用水道事業については事業が開始されていないことから、ダム管理費用は電気事業が負担しています。	○南伊勢工業用水道については、事業を廃止する方針を示し、発電100%（建設改良費、管理費を発電が全額負担）のダムとした上で譲渡する旨を協議しているところです。	○南伊勢工業用水道事業を廃止し、三瀬谷ダムを発電100%（建設改良費、管理費を発電が全額負担）のダムとした上で譲渡します。 ○このため、事業廃止について、中南勢工業用水建設促進協議会の理解を得ていきます。また、工業用水の需要が発生した場合の代替水源について、市町と連携し、蓮ダムの未利用水や地下水の活用、南勢志摩水道用水供給事業による給水等も含めて検討を行います。

項目	企業庁の取組内容	協議状況	県の考え方
5 森林環境の 保全	平成13年度から森林環境創造事業として宮川ダム上流部等の森林を整備する事業を実施しており、水源林の恩恵を受ける電気事業としても費用の一部を負担し協力しています。 (企業庁の19年度実績額：約26百万円)	○森林環境創造事業についての説明を行っていますが、民間の発電事業者の負担方法などの課題整理が必要となっています。	○宮川ダム上流部等の森林環境創造事業について、企業庁の取組内容を引継いでいきます。 ○このため、負担方法など必要な課題解決を進めていきます。
6 魚道の 整備	滝原えん堤には、昭和29年の建設当時に魚道が整備されています。 しかしながら、魚道の有効性について疑問があるとして、魚道改修の要望があります。	○地域要望として説明しているところです。	○魚道の有効性について確認を行うため、本年度の鮎遡上期において、遡上調査及び構造調査を実施しています。 ○調査結果により、有効性に問題がある場合は、対応策を講じていきます。
	三瀬谷ダム 三瀬谷ダム建設時の覚書により、稚鮎放流経費を電気事業が負担しています。 平成19年度実績額：約14百万円 各魚種の生態系回復のため、三瀬谷ダムでの魚道整備の要望があります。	○稚鮎放流に対する経費負担について、三瀬谷ダム建設時に締結された覚書が継承されるよう協議を進めています。	○三瀬谷ダム（堤高39m）については、河川安全面の問題や建設費用の課題等から、魚道設置は困難です。 ○稚鮎放流に対する経費負担について、企業庁の取組内容を引継いでいきます。
7 三浦湾漁場環境の 保全（濁水調整）	主力発電所である宮川第一、第二発電所については、放水先である三浦湾の漁業関係者の同意なしでは運用が困難であり、濁水時は発電を停止するなど漁場環境保全のため、きめ細かな対応を行っています。	○過去の濁水による発電停止実績、協定に基づく漁協との関係などについて、詳細を説明しています。	○宮川第一、第二発電所の濁水調整に関して、企業庁の取組内容を引継いでいきます。
8 三瀬谷ダムの流木 除去	三瀬谷ダムでは、出水時に多くの流木等が漂着するため、これを引揚げた上で適切に処理をしています。 ・平成19年度実績額：約13百万円 (流木の量は1,076m ³)	○三瀬谷ダムの流木除去については、企業庁の取組内容が継承されるよう協議を進めています。	○三瀬谷ダムの流木除去について、企業庁の取組内容を引継いでいきます。
9 三瀬谷ダム・宮川ダム 関連施設	三瀬谷ダム湖の漕艇場 県内唯一の公認漕艇場として、各種ボート大会、地元高校等のクラブ活動等に活用されています。	○三瀬谷ダムの湖面使用について、平成18年に締結された協定書などが継承されるよう協議を進めています。	○三瀬谷ダムの湖面使用について、協定書の内容を引継いでいきます。
	三瀬谷ダム周辺のレクリエーション施設 「始神さくら広場」、始神森林公園の用地 三瀬谷ダム湖の自然環境や宮川第二発電所近くの熊野古道を活かした公園等が、地元自治体等によって整備されており、関係する企業庁用地が無償利用されています。	○譲渡する企業庁用地の範囲について協議を行っています。	○地元自治体等が利用している企業庁用地は、水力発電事業には直接必要なものではないため、譲渡資産から除外し、事業譲渡後も、引き続き使用できるよう、適切な処分が行える方向で検討していきます。
	三瀬谷ダム堰堤の自動車通行 三瀬谷ダム堰堤上は、自動車の通行が認められており、地域住民の生活道路として利用されています。	○三瀬谷ダム堰堤の自動車通行について、継承されるよう協議を進めています。	○三瀬谷ダム堰堤上は、引き続き、自動車通行が可能な地域住民の生活道路として利用できるよう、引継いでいきます。
	震災対策用施設 宮川第二、三瀬谷、青蓮寺、蓮、比奈知発電所の5発電所には、地域住民の自主防災組織の向上を図るため、非常用浄水器等を設置しています。	○非常用浄水器等の防災設備が引き続き利用できるよう、課題の整理を行っています。	○非常用浄水器等の防災設備について、地域住民が継続的に利用できるようにします。 ○このため、関係者との協議を進めていきます。

流量回復についての基本姿勢（案）

1. 流量回復についての基本姿勢

- ① 県として、流量回復を図っていくため、必要な森林整備を進めるとともに、森林整備への多様な主体の参画を促進し、森林の水源涵養機能等の強化を進める。また、水利用の更なる合理化を進めるなど、流域全体での取組として引き続き進める。
- ② 流量回復の実現に向けては、流域全体の公平な負担により実現を目指すという原則のもと、流域関係者間で、その実現に向けての具体的な方策、費用負担のあり方などが議論され、合意形成されるよう、県が主体的に関与していく。

2. 水力発電事業の譲渡に際しての対応

- ① 宮川ダムからの河川維持放流量 0.37 m³/s に加えて企業庁の発電用貯留水からの 0.13 m³/s の上乘せにより実現した宮川ダムからの 0.5m³/s の常時放流が、譲渡後も継続されることを譲渡に際しての条件とする。
- ② 県として流域に提示した当面の回復目標である「粟生頭首工直下 3 m³/s」については、以下の内容を譲渡に際しての条件とする。

○粟生頭首工直下で 3m³/s を下回る場合に、宮川ダムから年間 1,000 万 m³ を限度として放流すること。

○これに伴う減電補償やダムアロケーションの変更は行なわない。但し、将来、更なる流量回復の水源を発電に求める場合には、所要の減電補償やダムアロケーションの変更を、上記基本姿勢に基づき行うものとする。なお、その際の発電側との協議は県が主体的に行う。

なお、粟生頭首工直下 3m³/s の実現に向けての運用ルールを定めるため、関係利水者等の理解を求めていく。

II RDF焼却・発電事業について

1 施設の運転状況

三重ごみ固形燃料発電所は、4ヶ月毎にボイラの定期点検を実施するなど、安全確認を行いながら、運転を行っています。引き続き、施設の安全管理に万全を期し、安全・安定運転に努めます。

○ RDF処理状況（平成23年4月～平成23年5月）

RDF搬入量： 8,031トン（前年同期比0.6%減）
供給電力量： 837万kWh（前年同期比0.5%増）
場外処理量： 0トン

（参考）前年のRDF処理状況（平成22年4月～平成22年5月）

RDF搬入量： 8,082トン
供給電力量： 832万kWh
場外処理量： 0トン

※年間の運転スケジュールについては、14ページ参照。

2 訴訟の概要

（1）訴訟の経緯

平成18年

6月15日 富士電機システムズ（株）が三重県（企業庁長）に対して民事訴訟を提起【第1次火災事故関係】

6月20日 三重県（知事、企業庁長、病院事業庁長）が富士電機システムズ（株）及び富士電機ホールディングス（株）に対して民事訴訟を提起

8月18日 富士電機システムズ（株）が三重県（企業庁長）に対して民事訴訟を提起【第2次火災・爆発事故関係】

9月7日 第1回口頭弁論～第5回口頭弁論（平成19年8月2日）

平成19年

11月1日 第1回準備的口頭弁論

～第18回準備的口頭弁論（平成23年3月10日）

（2）訴訟の状況

○ 現在までに5回の口頭弁論と18回の準備的口頭弁論を実施し、三重県側が26回、富士電機（株）側が22回準備書面を陳述しています。

○ 民事訴訟提起後、5年経過しているものの、現時点において争点・論点が整理されていない状況にあります。このため、「進行協議」の場を通じて、現在、争点・論点の絞り込み・整理を実施している段階です。

※「準備的口頭弁論」とは、争点及び証拠の整理などのために行う口頭弁論の一種をいいます。

「進行協議」とは、裁判所と当事者が、訴訟の進行に関する事項（争点整理、証拠調べの進め方など）について（非公開）協議することをいいます。

(3) 損害賠償請求の根拠

① 三重県側の主張の骨子

富士電機（株）側の債務不履行及び不法行為上の責任として次のとおり主張しています。

- ア RDF貯蔵槽の設計・施工の不備
- イ 異常時や事故時の適切な措置義務の違反
- ウ RDFの保管在庫管理業務の違反
- エ 事故時の原因究明義務、再発防止義務の違反

② 富士電機（株）側の主張の骨子

企業庁の債務不履行及び不法行為上の責任として次のとおり主張しています。

- ア RDFの品質管理業務を怠っていたこと。
- イ 企業庁は富士電機（株）による消火活動に対して制約を課したこと。

(4) 本件訴訟の主な争点

三重県側の弁護士によれば、現時点の本件訴訟の主な争点は次のとおりです。

- ① RDFの発熱・発火事故等の原因関係
- ② RDFの自然発火性の認識の有無（＝予見可能性）関係
- ③ 整備事業契約（三重県と富士電機（株）との間で締結したRDF発電所の設計・施工・維持管理の一括契約）上における富士電機（株）側の義務の内容

(5) 判決の見込み

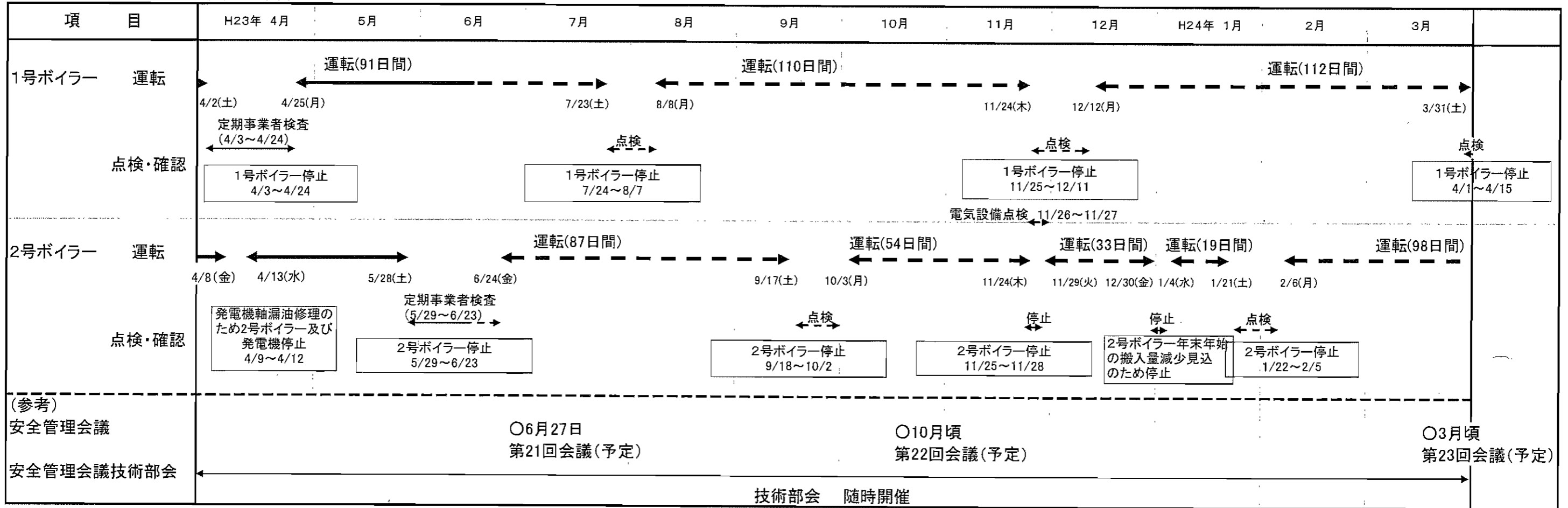
今後の裁判の進行については、裁判官の訴訟指揮にかかわる事項であるため、具体的な見込みを予想することは困難ではありますが、第一審判決までにはかなりの時間を要することが予想されます。

【参考】民事訴訟の損害賠償請求額について

県側	: 22億5,653万4,672円
富士電機（株）側	: 31億5,408万 568円

三重ごみ固形燃料発電所 発電所運転実績及び計画

平成23年度



平成22年度

